

生活道路の法定速度引き下げに伴う交通安全対策について

近年、生活道路における交通事故や歩行者の安全確保が全国的な課題となっており、特に通学路等における安全対策の強化が求められています。交通事故などの危険な状況となる要因の 1 つに、車両の速度超過があることから、道路交通法が改正され、令和 8 年 9 月から生活道路の法定速度が引き下げられることとなりました。

本市では、法改正の趣旨を踏まえ、地域住民及び警察と連携し、通学路を含む生活道路全般における市民の安全確保を重視した交通安全対策を進めます。

1 法改正の概要

生活道路(中央線のない道路)における自動車の法定速度が、従来の時速 60 キロメートルから時速 30 キロメートルに引き下げられます。

一方、明石市内の生活道路は、一律で市内全域時速 40 キロメートルの速度規制が適用されているため、規制標識のない路線でも時速 40 キロメートルとなっていますが、令和 8 年 9 月から市内全域の規制は廃止されます。このため、中央線のある道路は制限速度時速 60 キロメートル、中央線のない道路は時速 30 キロメートルに変更されます。

2 本市による安全対策の取組方針

中央線があり規制標識を設置しない道路は、市内全域で 59 路線あり、そのうち両側に歩道がなく、歩行空間の狭い、対策が必要と考える路線が 6 路線あります。それらの道路について歩行者の安全性の観点から通学路点検や地域と協議のうえ警察と協議を進めていきます。

具体的には、中央線を撤去することにより制限速度を時速 60 キロメートルから時速 30 キロメートルへ引き下げ、路側帯を拡幅することにより、歩行者の安全確保を実施する予定です。図 1 に従前に行った安全対策の取組事例を示します。

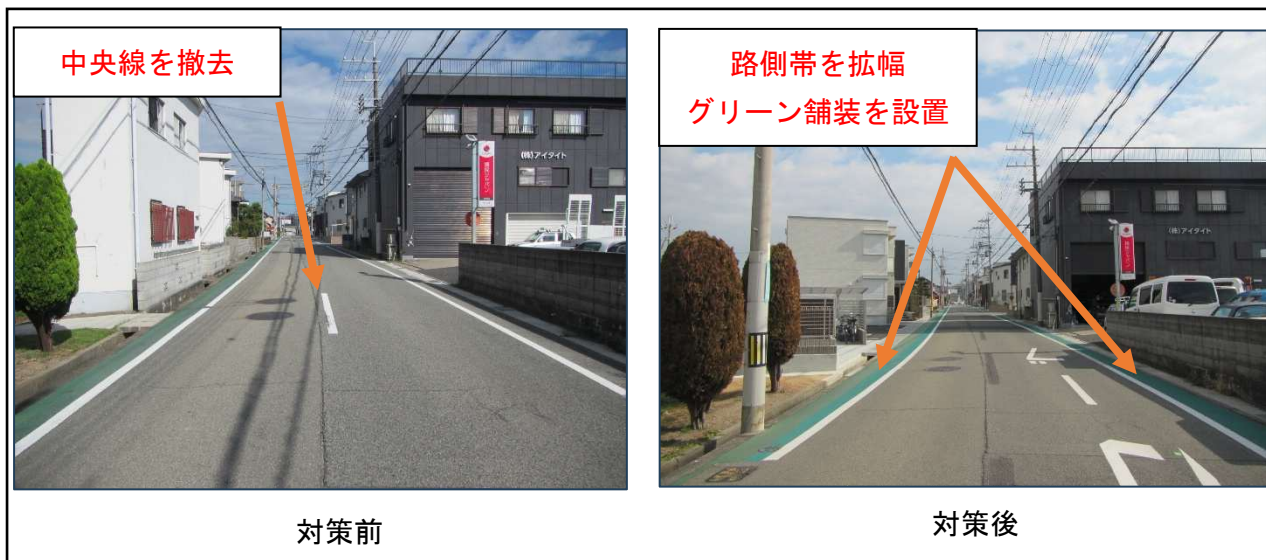


図 1 安全対策の取組事例（市道大久保 609 号線）

3 安全対策の実施予定箇所

ア 実施予定箇所（1）

二見北小学校区の地域からの要望を受け、小学校北側の1路線・約200メートルの区間において中央線を撤去することにより制限速度を時速30キロメートルに引き下げ、歩道に防護柵を設置する歩行者安全対策を実施予定です。

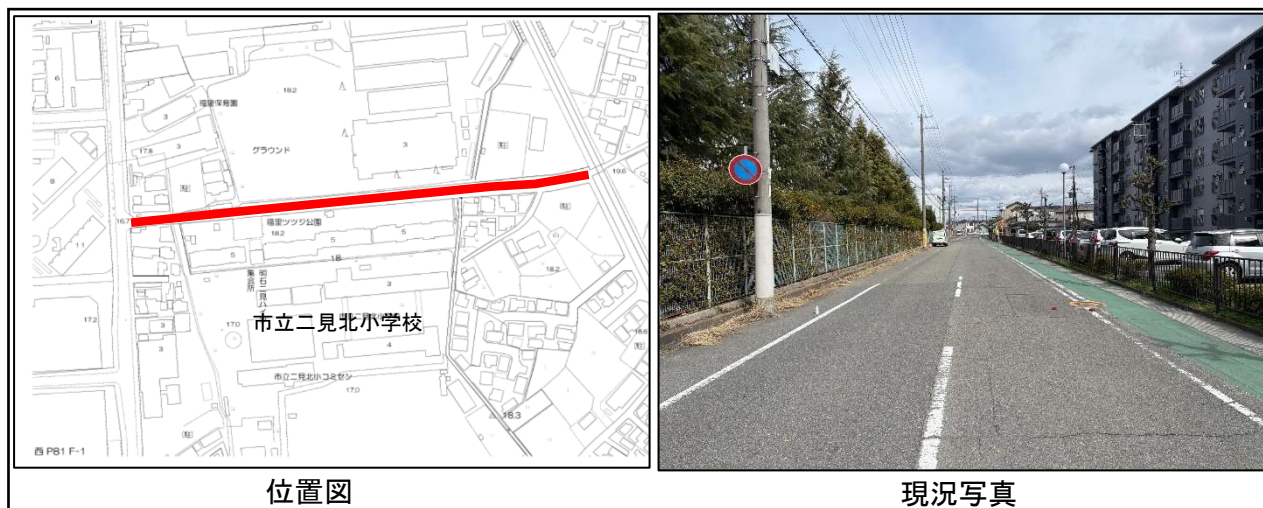


図2 実施予定箇所（1）

イ 実施予定箇所（2）

松が丘小学校の通学路点検において要望を受けた案件で、2路線、約320メートルの区間で中央線を撤去することにより制限速度を時速30キロメートルに引き下げ、路側帯を拡幅することにより歩行空間を確保する安全対策を実施予定です。



図3 実施予定箇所（2）

ウ その他3路線

その他、下記の3路線は順次地元と協議を行ったうえで警察協議を実施する予定です。

○大久保町山手台 4 丁目 195-17 地先から山手台 3 丁目 71-2 番地先まで

○大久保町江井島 825-1 地先から 811-10 地先まで

○魚住町西岡 1984-2 地先から 1995-7 地先まで